

# 〈研究ノート〉 コロナウイルス禍と礼拝の自由

Research notes: The Coronavirus Peril and the Freedom of Worship

柴田正義

Seigi SHIBATA

## はじめに

新型コロナウイルスの爆発的蔓延が、人類の社会生活のあらゆる側面に深刻な影響を与えている。感染予防のため人と人との間隔を6フィート以上あけるソーシャルディスタンスが設定され、「不要不急」の外出の自粛・規制が世界中で叫ばれている。感染者の増加に伴い、多くの都市ではロックダウンを招いた。外出自体が許可制になった地域もある<sup>1)</sup>。モスクワでは外出許可を得るため地下鉄付近に長蛇の列ができ、それがさらなる感染爆発を引き起こすのではないかと懸念された<sup>2)</sup>。移動・集会などの自由は、新型コロナウイルス対策の名の下で大幅に制限されることになった。個人的自由に対する制約のみではない。外出自粛に伴い、職場への移動さえも制限される中で、インターネットを活用したテレワークが推奨されている。その一方でテレワークに頼ることができない企業や店舗の一部は活動を停止し、経済は世界恐慌以来の不況を記録するといわれている<sup>3)</sup>。アメリカで

は2020年4月に2000万人以上の失業者を出し過去最悪を記録した<sup>4)</sup>。社会生活の基盤をなす経済的自由も大幅に制約されている。さらに、われわれの生命活動に対する影響も危惧される。イタリアをはじめとする多くの国が医療崩壊に陥った<sup>5)</sup>。わが国においても病床数は限られ、感染爆発による医療崩壊が懸念された<sup>6)</sup>。医師・看護師・患者間での院内感染の事例も少なくない。このように、新型コロナウイルスによる自由、経済、生命に対する影響は、枚挙に暇がない。こうした異常事態の下、新型コロナウイルスに対応するための様々な規制が、不当に我々の権利および自由を制限することにならないか、慎重に議論することが求められている。

憲法学の観点からは、自由権規制や権力機関への授権といった問題が指摘される<sup>7)</sup>。わ

1) 「モスクワ市も外出禁止拡大 30日以降、全市民対象」(毎日新聞, 2020年3月30日)

2) 「モスクワの地下鉄駅に利用者が集中…外出許可の確認作業が追いつかず」(読売新聞オンライン, 2020年4月16日)

3) 「「30年ぶり暴落に映るコロナ恐慌」最悪シナリオ」(東洋経済ONLINE, 2020年3月13日)

4) A record 20.5 million jobs were lost in April as unemployment rate jumps to 14.7% (CNBC, 8 May, 2020) URL: <https://www.cnbc.com/2020/05/08/jobs-report-april-2020.html> (accessed 9 May, 2020)

5) Italy's Health Care System Groans Under Coronavirus -a Warning to the World (The New York Times, 12 March, 2020) URL: <https://www.nytimes.com/2020/03/12/world/europe/12italy-coronavirus-health-care.html> (accessed 1 May, 2020)

6) 「日本で医療「崩壊」の危機、医師たち警告 新型コロナウイルス感染者急増で」(BBC, 2020年4月19日) URL: <https://www.bbc.com/japanese/52335473> (accessed 1 May, 2020)

7) 「新型コロナウイルス禍の難局克服に権力はどう行使され

が国では安倍晋三首相が2020年4月7日に埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡を対象とする緊急事態宣言を発出し、同16日にこれを全国規模に拡大した。都道府県知事は住民に対しては集会や外出の自粛を、特定の施設に対しては使用制限または使用停止を要請・指示できるようになった。かかる要請には法的根拠があるものの強制力はなく、政府による補償問題が指摘される。さらに、知事は市民の私有財産を病床の確保等の必要のために収用することが可能となる。こうした事態は、憲法21条が保障する集会の自由や、29条が保障する財産権との関係で問題となる。

海外に目を向けると、例えば韓国・大邱市の宗教法人「新天地イエス教」での感染爆発は世界中に衝撃を与えた<sup>8)</sup>。新型コロナウイルスに感染した患者が礼拝のために病院を抜け出し教会に向かったのが原因だという。結果的に、この行為は韓国における新型コロナウイルスまん延の引き金となった。かかる問題は韓国にとどまらない。中東ではウイルスのまん延とともに礼拝を求める声が増加した。熱心な信者は、「礼拝できないくらいなら、感染して殉教した方がまし」、「疫病を取り除くためには神に近づくべき」と述べる<sup>9)</sup>。その反面で、こうした状況を受け、モスク等の礼拝所の閉鎖が相次いでいる。これらは、信教の自由とウイルス対策の戦いとして把握されている<sup>10)</sup>。後述するが、「礼拝」は信教の自由の核心である。集会禁止の射程を礼拝に

及ぼすことは個人の信教の自由を直接制約し得、その可否については慎重に議論せねばならない。昨今の状況を鑑みるに、「集会」の制限は新型コロナウイルスに対峙する上で必須であるが、その射程に礼拝を含むことが真に必要な不可欠であるのか、より制限的でない手段がないのか、議論は不十分であるように思われる。かかる困難な状況下においてこそ信者が一同に会し、神に祈りを捧げるといった側面が宗教の本質にあることは否定できないため<sup>11)</sup>、緊急事態においても集会と礼拝とを一律に規制するのではなく、礼拝特有の性質を明らかにした上で、両者の制約手段について論ずる必要がある。

本稿は、礼拝の性質や規制の可否について憲法学の観点から詳細に分析するには至っていない。この課題に取り組むための前提として、宗教団体（特にキリスト教）にとっての礼拝の意義を確認しつつ、それが法領域の中でどのように表れ、今般のコロナウイルス禍に伴う制約の中でいかに位置づけられているのかを明らかにすることを目的としている。

### 憲法学・国際法学における礼拝の位置づけ

礼拝が信教の自由の射程のみにとどまるのか、それとも集会の射程に含まれるのかという問題は、後述するようにその規制のありように関わる。礼拝を外部的行為として、憲法上の集会と同様のものとして扱うか、それとは異なる個別の類型として扱うかは、礼拝の

るべきか」(朝日新聞デジタル, 2020年4月23日)

8) 「韓国, 宗教団体内で感染急増 1千人密集の礼拝で拡大か」(朝日新聞デジタル, 2020年2月24日)

9) 「中東で礼拝所閉鎖広がる 「コロナより信仰」と批判も」(時事ドットコム, 2020年3月21日)

10) Coronavirus vs. freedom of religion: Can stay-at-home orders keep you from church? (Miami Herald. 09 April, 2020.) URL: <https://www.miamiherald.com/news/coronavirus/article241891831.html> (accessed 12 April, 2020)

11) 例として、以下の箇所が引用されることが多い。「苦難の日にわたしを呼び求めよ。わたしはあなたを助け出し、あなたはわたしをあがめる。」(詩篇50篇15節), 「すべて疲れた人、重荷を負った人はわたしのもとに来なさい。わたしがあなたがたを休ませてあげます。」(マタイの福音書11章28節), 「あなたの思い煩いをいっさい神にゆだねなさい。神があなたがたのことを心配してくださるからです。」(ペテロの手紙第一5章7節)。

性質に着目した上で区別せねばならない<sup>12)</sup>。以下では、日本国憲法および欧州人権条約の中で、礼拝がどのように位置づけられているのか概観する。

わが国の憲法学は、信教の自由を論じる際に、その性質に着目しこれを内面的精神活動の自由と外面的精神活動の自由とに分類してきた<sup>13)</sup>。個人が特定の信仰を持つことは内心の自由の領域であり、絶対的に保障される<sup>14)</sup>。しかし、信者が集合して結社を作ることや布教、教育、慈善活動を行う場合は外部的行為とされ、公権力による一定の制約に服する可能性がある。特に集会や結社は多数人が物理的に存在し活動するため、独自の規制が必要である<sup>15)</sup>。このような制約の合憲性を論じる際には、制約の態様を考えることが便宜である。これには宗教一般ないし特定の信仰の有無に基づき、個人または団体に対して特別の不利益を課すという直接的規制と、宗教一般ないし特定の信仰を攻撃する目的を持たず、ある規制の効果が特定の信仰を持つ者に対して及ぶという付随的規制がある<sup>16)</sup>。礼拝行為に対する規制の場合、それが特定の宗教に対する直接的規制である場合には原則として許されず、付随的規制であったとしてもそれは「法律で定める制限であって、公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の

者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもの」でなければならない（国際人権B規約18条3項）。実際には直接的規制により特定の宗教が攻撃されることはまれであり、外見上は付随的規制であっても実質的に特定の宗教を持つ者に対する狙い撃ちとなっている場合に注意が必要である<sup>17)</sup>。

信者個人が集合して礼拝をおこなう場合、これは「集会の自由」と関連付けられることが多い<sup>18)</sup>。しかし、西原が「法律による外的行為の規制が、個人の内面における自由な道徳判断、そしてその判断を司るメカニズムとしての良心に対して、壊滅的な打撃を加える事柄は、可能性としては排除できないであろう<sup>19)</sup>。」と述べるように、礼拝行為を「集会」として規制する効果は、絶対的領域である個人の内心に波及する。礼拝は、宗派により重要性・形態ともに異なる。それゆえに、集会を一律に規制する立法が、実質的には直接に特定の宗教に対する攻撃となることがある。集会を一律に制約する際には、それが集会の射程に含まれる礼拝活動に及ぼす影響を吟味した上で、規制対象に礼拝を含めることが必要不可欠であるかを議論する必要がある。

礼拝は、宗教団体の中でどのような位置づけられるのであろうか。むろんこれは宗派によって異なるが、本稿が対象とする国の多くがキリスト教を主要宗教としている関係上、ここではキリスト教における礼拝の位置づけについて確認する。

キリスト教の場合、礼拝とは主権者である神が人間に示した慈悲と愛に対して、人間が神の心になが敬意と感謝を示すことであると説明される<sup>20)</sup>。キリスト教における礼拝の

12) もっとも芦部は、「内心の自由と行為の自由とを完全に分けること自体むずかしい領域も少なくないので、分け方自体にはそれほどこだわる必要はないであろう。」と述べる。芦部信喜『憲法学III(増補版)』(有斐閣, 2008年) 123頁。しかし、内心にとどまる限りで「絶対的に保障される」信仰の自由と、必要最低限度の制約に服する「外面的精神活動」である集会とは異なるものであり、宗教行為について信仰の表明行為である礼拝と外部に向けた布教等を区別する実益はある。

13) 同上, 98頁。

14) 同上, 124頁。

15) 渡辺康行他『憲法I 基本権』(日本評論社, 2016年) 261頁。

16) 本秀紀編『憲法講義』(日本評論社, 2015年) 350-351頁。

17) 同上, 351頁。

18) 渡辺・前掲注15, 262頁。

19) 西原博史『良心の自由(増補版)』(成文堂, 2001年) 2頁。

20) See, Daniel I. Block. *For the Glory of God:*

起源は、「イスラエルよ。今、あなたの神、主が、あなたに求めておられることは何か。それは、ただあなたの神、主を恐れ、主の全ての道に歩み、主を愛し、心を尽くし、いのちを尽くしてあなたの神、主に仕え、あなたの幸せのために私が教えあなたに命じる、主の命令と掟を守ることである。」（申命記10章12-13節）という一説にある。そして、イエスは十字架に掛かる前夜、最後の晩餐において弟子達に、「これは、あなたがたのために与える、わたしのからだです。わたしを覚えてこれを行いなさい。」（ルカの福音書22章19節）と語った。キリスト教における礼拝と聖餐式は、神自身が、またイエス自身が命じたものであり、宗派ごとに解釈の差こそあるものの、これを忠実に実践することが信徒の信仰上の義務とされている。中道は、教会と礼拝の意義について、「礼拝は、最初に招詞が語られるように、神の招きにおいて成り立つ。神の招きは単なるご招待ではなく、終末論的な意味を持つ。神の招きを受け、それに応答し、神の国の到来、神の国の祝宴を「今、ここに」において宣言し、経験し、喜び、その希望を共有するのが礼拝である。そこに神の国の先取りがある。教会とは神の招きに応え、「東から西から、北から南から」集まってくる礼拝共同体である。礼拝なくして教会はあり得ないし、教会なくして礼拝もあり得ない。」と述べる<sup>21)</sup>。

このように特殊な性質を有する集団を擁する礼拝について、わが国では日曜日授業欠席処分取消等請求事件（東京地判昭和61年3月20日 行裁例集37巻3号347頁）においてそ

の重要性が確認された。ここではキリスト教における日曜礼拝の意義について、「キリスト教の特質の一つは、それが教会という信徒の集団を形作っている点にある。ここにいう教会とは、単に教会員として登録された者の総数であるのみではなく、集められ、一個所に会している形態においてその存在を明示するものである。これは他宗教におけるように随時信徒たちが礼拝に赴くのととは基本的に相違している。礼拝の対象たる神は、時間空間を超越しているものであるが、一定の時、一定の場所に信徒が参集し、内面的信仰を外面に表して礼拝を行うことも不可欠で有り、集会の場所として通常教会堂を各教会ごとに専有し、その時間として日曜日の午前を確保するのが全世界を通じてのキリスト教各派（一部例外はあるものの）の定めである。」とし、これを「公的礼拝」としてその重要性を認めつつ、随時行うことができる他の宗教における礼拝と区別した。この見解によれば、礼拝の種類によっては宗教的意義を理由に時・場所が限定されるものがあり、代替手段が存在する集会とも区別されることになる。東京地裁判決が礼拝の重要性を認めつつも、授業参観日を日曜に設けることの合理性や「欠席扱い」により生じる不利益の微細さを理由に原告の請求を退けた判断の当不当は別に於いて、このように礼拝の意義及び特殊性を確認した点は積極的に評価することができる。

それでは、礼拝と集会との分水嶺はどの点にあるのであろうか。わが国において礼拝と集会との区別を客観的に論じた裁判例はみられないが、この点について、欧州人権裁判所は興味深い指摘を行っている。

欧州人権条約B規約9条は、信教の自由について次のように規定している。

*Recovering a Biblical Theology of Worship*. Baker Academic. 2016. p. 30.

21) 中道基夫「礼拝学の視点から（1）今こそ、礼拝を」（2020年3月11日）URL: <http://www.kirishin.com/2020/03/06/41687/>（最終アクセス、2020年5月15日）

第9条 思想、良心および宗教の自由

1 すべての者は、思想、良心および宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自己の宗教または信念を変更する自由ならびに、単独でまたは他の者と共同しておよび公にまたは私的に、礼拝、教導、行事および儀式によってその宗教または信念を表明する自由を含む。

2 宗教または信念を表明する自由については、法律で定める制限であって、公共の安全のため、または公の秩序、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社會において必要なもののみを課す。

9条1項は、信仰が表明される形態を列挙し、礼拝はこれに含まれる。2項は公共の安全のためにこれらが必要最低限の制約に服する可能性があるとして規定する。これらの自由は11条（集会の自由）によっても制約されうるが、ここでは9条の観点から違法性が重点的に審査された事例について確認する。

礼拝活動に対する制約が9条1項違反となった事例として、キプロス対トルコ事件がある<sup>22)</sup>。ギリシア正教の信仰を持つギリシア系キプロス人が「北キプロス・トルコ共和国」において宗教生活を送ることを制限し、彼らを宗教儀式や礼拝の場に参加するために村を離れることを許さなかった措置が、9条1項違反となった<sup>23)</sup>。また、クツネツォーフ対ロシア事件では<sup>24)</sup>、宗教法人エホバの証人がリース契約に基づき借りていた集会所における日曜礼拝が当局により妨害された後、礼

拝の解散が命じられ<sup>25)</sup>、右措置が9条1項違反となった<sup>26)</sup>。エホバの証人の礼拝が当局により解散される同様の事例はほかにもある<sup>27)</sup>。モルドヴァ共和国では、イスラム教徒のグループによる祈祷集会在、「国家により承認されていない宗教の実践」を理由に、当局により解散された<sup>28)</sup>。ブルガリアでは、統一教会の信徒が自宅で集会を開いていたのを、当局が「国家登録されていない宗教団体」であることを理由に解散させた<sup>29)</sup>。

一方で、9条1項違反が認定されなかった例として、例えばドルイド教の集団がストーンヘンジの周りで夏至を祝う祭事が当局により閉鎖された事例がある。祭事そのものは9条1項の射程であるが、2項の「公共の安全」のため、しかも当局は閉鎖に至るまでに他の手段を検討し尽くしたとして、かかる規制が正当化された<sup>30)</sup>。北キプロス・トルコ共和国では、現在博物館となっている修道院を、事

25) この事例では、ロシア連邦人権オンブズマンの職員が、当該宗教団体が法人格を有していないことを理由に礼拝を妨害した。「信教の自由および宗教法人に関する」ロシア連邦法律 (Federal'nyi Zakon ot 26 sen. 1997 no.125-FZ "O svobode i religioznykh organizatsiyakh") は宗教団体を、国家登録され法人格を有する「宗教法人」と法人格を有さない「宗教集団」とに分け、後者には私的空間での礼拝のみが許される。実際には後者は個人的な礼拝を含むあらゆる自由が制限され、「法人格を有さない団体は権利能力なき個人と同類である」とする論者もいる。こうした法人格の有無を制約の根拠する実態は、旧社会主義諸国において広く見られる。See, Sebentsov A.E. Grajdansko-pravovoye otnosheniya religioznykh organizatsii v prostranstve sovremennoi kul'tury: Sbornik statei Mejdunarodnoi nauchno-prakticheskoi konferentsii. 20-23 okt. Volgograd: Izd-vo.VolGU, 2009. p. 10. (in rus.)

26) *Kuznetsov and Others v. Russia*, *supra* note 24. para. 41-42, 53, 56-62.

27) *Krupko and Others v. Russia*, Judgment of 26 June, 2014. no. 26587/07.

28) *Masaev v. Moldova*, Judgment of 12 May, 2009. para. 26. no. 6303/05

29) *Boychev and Others v. Bulgaria*, Judgment of 27 January, 2011. no. 77185/01. para. 53-58.

30) *Chappell v. the United Kingdom*, Decision of 14 July, 1987. no. 12587/86.

22) *Cyprus v. Turkey*, Judgment of 10 May, 2001. no. 25781/94.

23) *Ibid.*, para. 242-247.

24) *Kuznetsov and Others v. Russia*, Judgment of 11 January, 2007. no. 184/02.

前の許可なく正教会の集会として使用していたところ警察がこれを妨害した。正教会側には許可が与えられたという錯誤があったものの、「過度な手段による妨害」は認められず、9条1項違反は認定されなかった<sup>31)</sup>。

他方、11条は集会および結社の自由について、次のように規定する。

#### 第11条 集会および結社の自由

1 すべての者は、平和的な集会の自由および結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成しおよびこれに加入する権利を含む。

2 前項の権利の行使については、法律で定める制限であって、国の安全もしくは公共の安全、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利及び自由の保護のために、民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課してはならない。本条の規定は、国の軍隊、警察または行政機関の構成員による前項の権利の行使に対して合法的な制限を課すことを妨げるものではない。

個人は、同一の信仰をもつ信者らが集まって「結社」を創設する自由が保障され、「平和的な集会」を開催することができる。一方この自由に対しては、「国の安全もしくは公共の安全、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利及び自由の保護のため」に「必要な」制限を課することができる。宗教団体も「集会」をもつことが許されているが、かかる集会は、

31) *Pavlidis and Georgakis v. Turkey*, Decision of 2 July, 2013. no. 9130/09; 9143/09. para. 24-32.

礼拝のみならず、祈祷会、学習会、教育など多岐にわたり、信徒向けのものとは一般大衆への布教を目的とするものなど形態のみならず性質も異なる。そのため、これらを「集会」として一律に扱うことはできない。欧州人権裁判所は、この点に着目しつつ9条および11条の射程について、以下のように整理している<sup>32)</sup>。「集会の性質が主に宗教的なものである場合、9条および11条両方が関係しうる。町の公園における礼拝の開催を否定した事例は、『問題となる集会は公共の場で開かれていたため、集会に関する規則の下にある』という原則のもとで、9条に関連した11条の解釈に基づいて審査された<sup>33)</sup>。一方、私的にまたは賃貸借に基づく場所において開催された宗教的集会に対する制約は、9条の観点から審査された<sup>34)</sup>。」確かに、9条の下で審査された前述の事例は私的な領域で行われた宗教的集会であった。上述の *Chappell v. UK* 事件では場の公共性に着目し、9条および11条から、公共の安全に対する危険について審査された。こうした整理に従うならば、礼拝の位置づけは、その性質によるのではなく礼拝が挙行される空間により客観的に決せられていることが分かる。

もっとも、比例原則が適用される欧州人権条約加盟国において、射程が異なることにより保障の度合いに重大な差異を設けることは望めない。しかし条文上は、集会の自由については「国の安全」、「無秩序もしくは犯罪の

32) ECHR, *Guide on Article 11 of the European Convention on Human Rights* first ed. Council of Europe. 2019. p. 7.

33) *Barankevich v. Russia*, Judgment of 26 July 2007. no. 10519/03. para. 15

34) *Kuznetsov and Others v. Russia*, *supra* note 24. para. 53; *Krupko and Others v. Russia*, *supra* note 27. para. 42; *Members of the Gldani Congregation of Jehovah's Witness and Others v. Georgia*, Judgment of 3 May 2007. no. 71156/01. para. 143-144.

防止」を理由とする制約が可能になる。もっとも、かかる「国の安全」「無秩序」の具体的内容等の問題は残されているが、「礼拝」が公の場で挙行されそれが「集会」と判断される場合には、より広範な制約が可能ということになる<sup>35)</sup>。

以上から、わが国の憲法学、および欧州人権裁判所は、宗教的礼拝と集会とを少なくとも理論上は区別していることが分かった。日曜日授業欠席処分取消等請求事件に見られるような「公的礼拝」は代替不可能な核心そのものであり、これは一般的な集会と性質を異にする。また、これが「信徒の集団」であることを踏まえると、これが「公の場」で開催されない限りは欧州人権条約11条のいう「集会」とはいえない。このため、集会に対する一律の規制に際しては規制対象の射程を確定する必要があり、これは公に開かれた集会に限定されるべきということになる。

それでは、コロナウイルス禍に伴い「集会」の自粛・規制が敷かれる各国で、「礼拝」は法的にどのように扱われ、宗教団体はいかなる反応を示しているのだろうか。以下ではまずわが国における状況について概観する。

### わが国におけるコロナウイルス禍と宗教団体の対応

わが国では緊急事態宣言に伴い、多くの企業が活動を停止し、学校や大学も開始時期を大幅に遅らせることとなった。その影響は人の「集合」にも波及し、会議や面接等も対面ではなくオンラインで行われるようになった。宗教団体の多くは緊急事態宣言の下、対面での礼拝活動の自粛に踏み切った。かかる動きが信徒達の内心や宗教団体に対して与え

る影響は並でない<sup>36)</sup>。公権力による規制から宗教団体および信徒の信仰の自由を守るという意味でも、このような自粛対応が自主的なものであるのか—すなわち集会の規制に至ってもなお宗教団体の自律が担保されているのか—、それとも規制による結果であるのかという点については区別する必要がある。

今般の緊急事態宣言と「自粛」について検討する際には、これが憲法改正の議論対象である緊急事態条項の追加とはその性質を異にすることに留意する必要がある<sup>37)</sup>。ドイツ・ワイマール憲法の授権法(Enabling Act)に起源をもつこの緊急事態条項は、戦争や災害時に国会を介さずに政府が直接に法律を制定することを可能とし、憲法による個別の人権保障と引き替えに国家の基盤そのものを守ることにある。これは三権分立の原則を揺るがすものであると同時に、「安全」を理由に人権制約を可能にする危険性をはらんでいるため、そのような事態とは具体的に何か、現存する法律で解決できないのか、慎重に議論することが求められる。その一方で、コロナウイルス禍における緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等対策措置法に法的根拠を持ち、地方自治体の首長を通して集会等の自粛を要請・指示するものであり<sup>38)</sup>、かかる要請に法的な強制力は認められない。しかし、法的拘束力がないとしても、これが「自粛警察」等の社会的圧力に変化することで、本来であれば保障されているはずの自律が脅かされる危険性についても考慮する必要がある。ここでは、コロナウイルス禍に伴う緊急事態宣言が

35) ここでいう「公の場」を指す公共概念については、村上弘「公共性について」(『立命館法学』、2007年6号)359-364頁、373-380頁を参照。

36) 「教会、モスク閉鎖 外国人信者「信仰にとどまらぬ影響」」(朝日新聞デジタル、2020年5月14日)

37) 「(インタビュー)「緊急」の魔力に抗する 新型コロナ 憲法学者・石川健治さん」(朝日新聞デジタル、2020年4月17日)

38) 「緊急事態宣言の規制、保障が重要 憲法学者が語る」(朝日新聞デジタル、2020年5月3日)

宗教団体による礼拝に法的な効力を及ぼすのかを確認した上で、宗教団体の対応について概観する。

上述したように、特定地域に指定された都道府県の首長は、施設の使用制限等について具体的な対応をすることになる。これについては、新型インフルエンザ等対策措置法が以下のように定める。

第45条 感染を防止するための協力要請等

1 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避する必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されたものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年

法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

本条は、「健康被害を最小限度にとどめるとともに、国民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するためのまん延防止対策を講じること」を目的とする<sup>39)</sup>。そのため、知事は住民に対して「生活の維持に必要な場合」を除く外出の自粛を要請することができる（1項）。さらに、興行場または多数の者が利用する施

39) 新型インフルエンザ等対策研究会編『逐条解説 新型インフルエンザ等対策措置法』（中央法規出版、2013年）157頁。

設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、当該施設の使用制限、使用停止などの措置を講ずるよう要請することができる。ここで使用制限の対象となる施設は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令11条によれば、学校（1号）、保育所、介護老人保健施設等（2号）、大学、専修学校、これらに準ずる教育施設（3号）劇場、観覧場、映画館、演劇場（4号）、集会場または公会堂（5号）、展示場（6号）、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（7号）、ホテル又は旅館で集会のように供する部分（8号）、体育館、水泳場、ボウリング場その他運動施設（9号）、博物館、美術館、図書館（10号）、キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設（11号）、理髪店、質屋等のサービス業を営む店舗（12号）、自動車教習所、学習塾等の学習支援業を営む施設（13号）などである。

これらと礼拝との関係を見るに、まず第1項の定める「生活の維持に必要な場合」とはいかなるものを指すのか問題となる。これは具体的に、「医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など」と解されているが<sup>40)</sup>、これに礼拝活動は含まれるのであろうか。「生活の維持に必要な」ものについては個人により異なるから、その表明行為である礼拝についても個人の信仰を重視する立場から判断する必要がある。礼拝が信仰の核心を形成しているケースは少なくない。

さらに宗教団体との関係で言えば、礼拝施設や教会が「集会場」に該当するかが問題となる。これについては、建築基準法2条2項の「集会場」の射程から、一般的には「集会場としては取り扱わないもの」と解されている<sup>41)</sup>。これは、かかる「集会場」が「不特定

多数の人間に対して開かれている」かどうか判断基準となる<sup>42)</sup>。かかる基準は、教会を「不特定多数の人間に対して開かれていないもの」と解している点で正確ではない。しかし、その当否は別として、新型インフルエンザ等対策措置法の下では教会を信者という特定の個人からなる集合体として理解し、そのような集合体により举行される礼拝行為が行われる領域は「集会場」の射程から除外されている。

わが国のコロナウイルス禍に伴う緊急事態宣言下において、特定都道府県の住民に対しては「不要不急の外出」自粛が要請され広範な施設に対しては規制が要請される一方で、「礼拝活動」については少なくとも信仰・教義との関係において「生活の維持」に是非とも必要な場合にこれに参加する可能性が留保されている。これは個人、ないしは教会に対してその活動の自律が確保されていることを意味する。「自粛警察」等による社会的圧力は問題とされねばならないが<sup>43)</sup>、宗教団体に対しては緊急事態宣言下であっても理論上は自律的に活動することが許されている点は評価されなければならない。

このような制度の下で、宗教団体はどのように対応しているのだろうか。日本基督教団によれば、「礼拝に『信仰の命』があります。…しかしながら、今や、その礼拝が、新型コロナウイルス感染のリスクによって脅かされています。神の愛に応える尊い行為そのものが、“ウイルスの感染”に繋がる危険が生じています。この危険を避けるために、これま

則・集団規定の適用事例<2009年度版>』（建築行政情報センター、2009年）23頁。

42) 同上およびURL: <http://ijikanri.com/1kentukukijiyunhou.pdf>を参照。（最終アクセス、2020年5月15日）

43) 「(憲法を考える)緊急事態下で：上 自粛を「お願い」、あいまいな責任、権利抑制の雰囲気」（朝日新聞デジタル、2020年5月1日）

40) 同上、159頁。

41) 日本建築行政会議編『建築確認のための基準総

のように礼拝堂など一つの箇所集ってささげることが、果たして相応しいのか問われる事態となっています。」「極力、教会に集わない方法で礼拝をささげること、…自宅で礼拝をささげること、他者にウイルスを感染させないという意味で『神の愛の業』です。』と呼びかける<sup>44)</sup>。カトリック教会は、中央協議会において具体的な声明が出されているわけではないが、各教区が自主的にミサ中止等の対応をした<sup>45)</sup>。例えば東京司教区は、「…ミサ、聖体の秘跡とは、同じ場に共に集まって執り行われるものです。したがって、実際のミサに与ることと、ミサの映像配信を視聴することは、厳密に区別されなければなりません。ミサの映像配信が、聖体の秘跡であるミサへの参加の代わりとなることは決してありません。「映像ミサ」「インターネットミサ」ではなく、あくまでも「ミサの映像配信」と呼んでいるのはそのためでもあります。」としてオンラインでミサに参加することと教会に信徒が集合してミサに参加することを明確に区別し、「同時に、信者が重大な理由によってミサに参加することができない場合、個人でまたは家庭で祈りの時を持つことを、聖なる教会は強く勧めています（教会法1248条2項）。また、第二バチカン公会議は、司教の監督の下、ミサの聖なる祭儀の放送を慎重かつ厳粛に行うことの可能性についても触れています（『典礼憲章』20項）。東京教区のミサの映像配信は、教会の教えに基づき、霊的聖体拝領の機会を提供し、各自が祈りの時を持つことの助けとなるために行われています」

44) 「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する声明」（日本基督教団、2020年4月10日）URL: <http://uccj.org/news/36449.html>（最終アクセス、2020年5月16日）

45) 「新型コロナ感染症に伴う教区の対応 3月18日現在」（カトリック中央協議会、2020年3月18日）URL: <https://www.cbcj.catholic.jp/2020/03/18/20399>（最終アクセス、2020年5月16日）

と述べた<sup>46)</sup>。日本ムスリム教会は、金曜の合同礼拝を中止した<sup>47)</sup>。

このように、教会やモスクなどに信徒を集めての礼拝は、自主的にこれを中止している。しかし、土井は以下のように指摘する。「…プロテスタントの場合、主日礼拝の中止は、1週間の区切りの中で教会として礼拝をまったく行わないことになってしまう。礼拝は集会ではない。人の思いによって企画される集会とは異なって、礼拝は神さまと私たちの関係の事柄であって、私たちにいのちをもたらす。その意味で、集会を中止することとは、まったく別次元のことではないのか。…個人の選択として礼拝に欠席するというのと、教会が主日礼拝を行わないというのとはまったく次元が違うのである。さらに中止を認めたら、今後、理由があれば主日礼拝を中止してよいということになろう。…今回の中止について、「いのちをもたらす礼拝が、いのちを奪うものとなってはダメでしょう」という声も聞いた。しかし、そのレトリックには用心が必要だ。本当に礼拝がいのちを奪うことになるというのか。今のままの礼拝に出席して感染することがないとは言えないが、その問題はどこにあるのか。礼拝自体が危ういのだろうか、いやむしろ礼拝の仕方、もち方の問題ではないだろうか。なんとか礼拝のもち方を工夫できないものか。例えば人数制限をする、回数を増やすなども考えられよう。存外そこから新しい礼拝のあり様が見えてくるかもしれない<sup>48)</sup>。」法的に礼拝を開催するこ

46) 「ミサの映像配信に関して」（カトリック東京大司教区、2020年4月18日）URL: <https://tokyo.catholic.jp/info/diocese/38352>（最終アクセス、2020年5月16日）

47) 「金曜合同礼拝中止のお知らせ」（宗教法人日本ムスリム教会、2020年3月11日）URL: <http://www.muslim.or.jp/2020/03/11>（最終アクセス、2020年5月16日）

48) 土井健司「礼拝学の視点から（2）礼拝 守る

とが禁止されているわけではない。集会と礼拝とを法の領域が区別している以上、宗教団体の側も礼拝の意義を再認識し、信教の自由に打撃を与えない形態での「礼拝のあり方」を模索する必要がある。オンラインでの礼拝形態が本来の礼拝の意義を損ない、信者個人の信仰に対して不利益を与える危険性があることは否定できない。そして、市民社会の側は緊急事態宣言にともなう「自粛要請」の射程を正しく認識すると同時に宗教団体の自律を一層意識し、それを侵害するような圧力は慎まなければならない。

## 各国の対応

海外に目を向けてみよう。韓国・大邱市やフランス・ミュルーズ市におけるコロナウイルスの感染爆発は、大勢の信徒が集まり礼拝をささげる場で起こったということもあり、宗教界における礼拝、集会のあり方について思考をめぐらせる契機となった<sup>49)</sup>。もっとも、当時はコロナウイルスの感染力および症状についてはさほど危険視されておらず、例えばイスラエルでは1000人単位のユダヤ教信者が嘆きの壁（Western Wall）に集合し、ウイルスの災厄を取り除くよう神に祈りを捧げるといふことも行われていた<sup>50)</sup>。しかし、特にイタリアでの感染拡大以降、こうした宗教集会に対する対応は変化する<sup>51)</sup>。欧州をはじめと

する各国は、コロナウイルスを広げうる「集会」を禁じた<sup>52)</sup>。例えばデンマーク、チェコ、アイルランド、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、ポルトガル、イギリスなどでは国家規模でのロックダウンが期限付で宣言され、人の集合が禁止された。オーストラリア、フランス、ドイツ、スイスなどでは2名以上のあらゆる形態の集会を禁止した。ここで禁止される「集会」は個人の集合を表す広い射程をもち、集会の質に着目するのではなく人数により制限を課すものが目立つ。

こうした集会規制は各国でStay-at-Home Order, Social-Distance Order, Coronavirus Regulationとして称して期限付で発令され、礼拝活動に対する規制も強化された。これに伴い、特に宗教界からは「宗教の自由とコロナウイルスの戦い」という対立構造として捉えられ、改めて公権力による集会規制と礼拝の関係について考える契機となっている。実際には、礼拝に対する規則の運用は、各国ごとにおいて、また国内においても地方によって異なり、中には礼拝については例外的に規制対象外とするものもある<sup>53)</sup>。例えばアメリカでは「トランプ大統領が支持した10名以上の集会の禁止やステイ・ホーム命令に反して…8つの州（4月6日現在）がかかる規則を採用していない<sup>54)</sup>。」一方で、フロリダ州で

spread of coronavirus. (CNN. 14 March 2020) URL: <https://edition.cnn.com/2020/03/14/world/churches-mosques-temples-coronavirus-spread/index.html> (accessed 1. May, 2020)

知恵と工夫を」(2020年3月6日) URL: <http://www.kirishin.com/2020/03/06/41698> (最終アクセス, 2020年4月28日)

49) See, Tangi Salaün. Special Report: Five days of worship that set a virus time bomb in France. (Reuters. 30 March 2020) URL: <https://www.reuters.com/article/us-health-coronavirus-france-church-spec-idUSKBN21H0Q2> (accessed 16 May, 2020)

50) Thousands to pray at Western Wall fo end to COVID-19 epidemic. (Arutz Sheva. 15 February, 2020) URL: <https://www.israelnationalnews.com/News/News.aspx/276027> (accessed 4 April, 2020)

51) Daniel Bruke. The great shutdown 2020: What churches, mosques, and temples are doing to fight the

52) Which States and Countries Are Reopening and Where Can You Hold Events? (Northstar meeting group. 13 May 2020) URL: <https://www.northstarmetingsgroup.com/News/Industry/Coronavirus-countries-cities-ban-events-meetings> (accessed 15 May, 2020)

53) Most States have religious exemptions to COVID-19 social distancing rules. (Pew Research Center. 27 April, 2020) URL: <https://www.pewresearch.org/fact-tank/2020/04/27> (accessed 1 May, 2020)

54) Coronavirus creates conflict for churches, where gatherings can be dangerous but also provide solace. (The Washington Post. 6 April, 2020) URL: <https://>

は礼拝を挙行した牧師が逮捕された<sup>55)</sup>。フロリダ州の Stay-at-Home Order は外出禁止について規定する一方で、必要不可欠な活動 (essential activities) として4つの「例外」を挙げており、そのA-i号は「教会、シナゴグおよび礼拝堂で開催される宗教礼拝に参加すること」と規定している<sup>56)</sup>。逮捕された牧師は自らを「暴君政府の被害者」とし、これを擁護する声もあがった<sup>57)</sup>。こうした事例は、礼拝と集会の区別に関する問題と同時に、コロナウイルス禍を理由とする礼拝活動の規制がどの程度許容されるのかという問いを提起している。この問題は、信教の自由に対する規制の可否という形で紛争となり、司法の判断を仰ぐものも出てきた。以下では、アメリカおよびドイツの事例について概観する。

集会の禁止については上に見たとおりであるが、かかる集会から「礼拝」が除外されているかは、地域ごとに異なる。アメリカにおいて宗教集会を含め一律に集会が禁止されているのはワシントン州、カリフォルニア州、モンタナ州、アイダホ州、ミネソタ州、アラスカ州、イリノイ州、ニューヨーク州、バーモント州、ニュージャージー州であり、禁止から除外されているのはユタ州、アリゾナ州、コロラド州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、テキサス州、アーカンソー州、ミシガン

州、オハイオ州、テネシー州、ペンシルバニア州、ウエストヴァージニア州、サウスカロライナ州、ジョージア州、フロリダ州であり、その他は10名以下の礼拝なら除外などの条件付きである。

例えばカリフォルニア州では、礼拝を禁止する Social Distance Order がアメリカ合衆国憲法修正第一条の保障する宗教的実践の自由に違反するとして、牧師3名が地方裁判所に提訴したが、主張は認められなかった<sup>58)</sup>。原告側の弁護士である Harmeet Dhillon は、カリフォルニア市民の一部はインターネットのアクセスを有していないことを理由に、礼拝をオンラインに限定することについて厳格な違憲審査を行うべきだと主張した<sup>59)</sup>。さらに、集合して礼拝することが信仰の中核であり、スーパーマーケットなどが開いているのに礼拝ができないことに異を唱えた<sup>60)</sup>。その一方で、政府側の弁護士である Todd Grabrsky は、コロナウイルスによりすでに1400名以上がカリフォルニアで死亡しており、これにより人々の移動と礼拝のための集合を規制する緊急権限は正当化されるとした。礼拝を「集会」に含めこれを一律に禁止した州法の規制態様については言及されていない。

Stay-at-Home Order 制定に際して宗教的自由を要求する運動も見られた<sup>61)</sup>。先述したフロリダ州など他の地域では、礼拝が「食事や健康」と同等のカテゴリーに位置づけられるとして規制の対象外としたものもある。そう

---

[www.washingtonpost.com/national/coronavirus-church-services-outbreak/2020/04/05/7f5b63cc-7773-11ea-90ad-819caa48d39f\\_story.html](http://www.washingtonpost.com/national/coronavirus-church-services-outbreak/2020/04/05/7f5b63cc-7773-11ea-90ad-819caa48d39f_story.html) (accessed 1 May, 2020)

55) The US churches and pastors ignoring 'stay-at-home' orders. (The Guardian, 5 April, 2020) URL: <https://www.theguardian.com/world/2020/apr/05/coronavirus-churches-florida-social-distancing> (accessed 6 April, 2020)

56) State of Florida office of the governor executive order no. 20-91. (Essential Services and Activities During COVID-19 Emergency)

57) Florida megachurch pastor says he's closing church due to 'tyrannical government'. (The Hill, 2 April, 2020) URL: <https://thehill.com/homenews/news/490789> (accessed 10 May, 2020)

58) California pastors' request to allow in-person worship is denied by federal judge. (Los Angeles Times, 22 April, 2020) URL: <https://news.yahoo.com/california-pastors-request-allow-person-011325379.html> (accessed 24 April, 2020)

59) *Ibid.*

60) *Ibid.*

61) Texas pastors demand a "religious liberty" exemption to coronavirus stay-at-home orders. (Vox, 1 April, 2020) URL: <https://www.vox.com/2020/4/1/21201104/> (accessed 10 May, 2020)

した一方で多くの教会が礼拝を自粛し、ドライブイン礼拝やオンラインなど他の手段を講じている点は、新たな礼拝形態の表れとして注目される。

他方、ドイツ連邦憲法裁判所では、礼拝に参加する自由と公衆衛生が争点となった<sup>62)</sup>。原告Aは定期的に集会に通うカトリック教徒である。2020年3月17日に採択・3月18日に発効したコロナウイルス関連規制法は、聖餐式やイースター礼拝に参加するためAが教会に行くことを禁じるものであり、これが国家基本法4条の保障する宗教の自由を侵害するとして、同規制法の事前差止請求を提起した。事前差止が認められるのは、「深刻な不利益を回避し、不当な侵害を予防し、または公共の利益に基づく重大な理由」がなければならない(ドイツ連邦憲法裁判所法32条)。コロナウイルス関連規制法1条5項は、教会、モスク、シナゴグでの「集会(Zusammenkunft)」を禁じる。個人的な礼拝を目的とする参詣は禁じられていない。

同裁判所によれば、「差止請求が認められるのは、その承認が不可避免的に差し迫っている場合に限られる。そして、惹起される結果に関する衡量は、申請者のみならず、当該規定が影響する人々の結果をも含まなければならない<sup>63)</sup>。」本件における憲法上の訴えには合理性があり、申請者の宗教の自由を厳しく不可避免的に制約する「集会」の禁止は正当化されないとした。裁判所によれば、「申請者が集団で行う聖餐式は、カトリック信仰の中心を形成するものであり、これは他の礼拝様式に代用することができない。このため、かかる礼拝形態を禁止することは、基本法4条の規定する宗教の自由を制約するものである。

特に、イースター期間における聖餐式はキリスト教徒の宗教生活において高い地位を占めるものであり、その危険性は大きい<sup>64)</sup>。」一方、公共の利益については以下のように評価した。すなわち、「多くの人々が、特にイースター期間に教会に集まる。ロベルト・コッホ研究所の客観的なリスク評価によれば、そのような集会は人々がウイルスに罹患し発症、その治療の必要性により医療機関を圧迫し、最悪のケースの場合死亡するというリスクを高める。莫大な数の人が死ぬリスクは、教会の行事を禁止することにより回避することが可能である。これらのリスクは、教会の儀式に自らの意志で参加する人々に限定されず、より大きな人々の輪の中で、拡散の危険性と病床の必要性を高めることになる<sup>65)</sup>。」このように説示した上で同裁判所は、「政府は市民の生命及び身体の健康を守る義務を負っており、このような状況下では集団で礼拝する自由は生命に対する自由に道を譲らなければならない。禁止条項は、医療崩壊と多くの死を回避するために罹患率を下げるためのものである。特に、コロナ関連規制法は2020年4月19日に効力を失うのであり、それにより宗教の自由に対する侵害は現状、正当化される。その後の正当化に関する審査は、(状況に合わせて)4月19日以降に行われなければならない。新たな利益衡量は政府によってなされる。」とした。

ドイツでは、集会禁止による信教の自由に対する危険が認められたものの、公衆衛生上の理由に加え、規制法が時限的なものであることを理由に実質的な比較衡量は回避された。アメリカにおいては、衣食住と礼拝への参加が同様の価値として扱われることで礼拝が禁止される集会の射程から除外されるな

62) BVerfG, Beschluss der 2. Kammer des Ersten Senats vom 10. April 2020 1 BvQ 28/20 -, Rn. (1-16).

63) *Ebenda*, Abs. 10.

64) *Ebenda*, Abs. 11.

65) *Ebenda*, Abs. 11.

ど、信教の自由に配慮した反応が見られる一方で、新型コロナウイルス対策の違法性を争う場面で比較衡量が行われる、審査基準が明示される、といったことはなく、両国ともに礼拝の自由と市民の健康・安全の要求との相克を正面から扱うには至らなかった。確かに、新型コロナウイルスの蔓延防止や市民の健康・安全の保障は国家に課される義務である。しかしこうした要求はしばしば過剰になり、個人の人権を過度に制約することになりかねない。集会の一律禁止に、ある個人にとっては内心の自由の中核を形成する礼拝の自由が容易に含まれる危険性を、今まで以上に意識する必要がある。上記で指摘されるように、インターネット環境が整っていない信者の礼拝参加の可否等、オンラインやドライブイン等の代替手段により解決できない例は実際に存在するのである。

### むすびにかえて

本稿では、コロナウイルス禍に伴う緊急事態宣言、集会の自粛要請および禁止が宗教団体の「礼拝」に対してどのような影響を与えているのか、概観してきた。特にキリスト教において、「礼拝は信仰のいのち」であり信教の自由の中核的役割を果たしていることが明らかになった。このため、礼拝自粛に伴いオンライン等の代替手段を講ずることは、宗派によってはその本質的意義を損なうことになり、慎重にならねばならない。欧州人権裁判所の理解によれば、礼拝と集会とはその「公共性」において区別される<sup>66)</sup>。すなわち、礼拝の形態が信徒という特定人による私的空間で行われるのであれば欧州人権条約9条により審査され、11条の射程外ということになる。ここで礼拝と集会とを区別している意味

を、今一度改めて考えなければならない。

わが国においては、緊急事態制限による外出自粛である「いわゆる不要不急<sup>67)</sup>」の要件は明らかでなく、「勤務」が例示列挙されている以上ここに礼拝を読み込む余地はある。また、施設の制限対象に教会等の宗教施設は含まれていない。このことから、緊急事態制限下で宗教団体は規制対象から外されており、礼拝等の宗教活動については法上、宗教団体の自律に委ねられていることがわかる。この点は信教の自由を重視する立場からは積極的に評価されうる。その一方で、かかる「自律」を他の市民の健康・安全に配慮しつつどのように守ってゆくかが宗教団体に問われている。土井が述べるように<sup>68)</sup>、あらゆる事態を想定し、かつ信仰の核心を守るような礼拝のあり方を模索しつづけることが、宗教団体自身の自律を保持することになる。

特に西欧では新型コロナウイルスのまん延にもばらつきがあり、対策や規制のありようは一様でない。礼拝を含めた集会を一律に禁止するドイツやアメリカの一部の州では宗教の自由に対する侵害を争い、規制の違憲性を争うものもある。これらの事例では具体的な比較衡量は行われず、専ら公益を理由として訴えが退けられた。そうした一方で、例えばスウェーデンでは50名以上<sup>69)</sup>、スコットランド500名以上<sup>70)</sup>、オランダでは100名以上<sup>71)</sup>の

67) 新型インフルエンザ等対策研究会・前掲注39, 159頁。

68) 土井・前掲注48。

69) The architect of Sweden's decision not to have a coronavirus lockdown says he still isn't sure it was the right call. (Business Insider. 4 May, 2020) URL: <https://www.businessinsider.com/coronavirus-sweden-no-lockdown-anders-tegnell-not-convinced-right-call-2020-5> (accessed 10 May, 2020)

70) Coronavirus: Mass events ban as Scottish virus cases spike. (BBC. 12 March, 2020) URL: <https://www.bbc.com/news/uk-scotland-51851341> (accessed 10 April, 2020)

71) New measures to stop spread of coronavirus in the

66) ECHR. *supra* note 32. p. 7.

集会やイベントを禁じるなど、人数により規制の態様を変えている。こうした政策がウイルスのまん延度合いに依存することは言うまでもないが、人の集合に対する規制について差違を設けている点は、「必要最小限度の規制手段」を探る上での参考となる。むしろ、スウェーデンの感染症学者 Anders Tegnell が述べるように、こうした一律に禁止をしない手段が成功するかは未知であり、これは個人の自発的な対応にかかっている<sup>72)</sup>。緊急事態においても、個人の自由及び権利が「安全」に名を借りた広範な規制にさらされてはならない。その意味で、コロナウイルス禍において集会と宗教団体の礼拝とは峻別する必要がある。欧州人権裁判所は、礼拝が「私的」である限りにおいてこれを集会と区別する立場である。国家は礼拝の重要性に鑑み、集会規制のあり方を再考する必要があり、自由と自律を享受した宗教団体はそれに伴う「責任」を果たすことが求められている。

---

Netherlands. (Government of the Netherlands. 12 March. 2020) URL: <https://www.government.nl/latest/news/2020/03/12> (accessed 10 April, 2020)

72) *Supra note* 69.